Chapter 3

3章 森林経営信託制度と木造化・木質化 ～岐阜県御嵩町の取り組み～

P031 1. 岐阜県御嵩町における森林経営信託方式の紹介

P031 2. 森林経営信託方式と木造化・木質化

環境モデル都市の取り組みから、森林経営信託へ。町有林の整備が、公共木造施設建設へ向けて効率的に木材調達へつながる事例である。

事業者 **岐阜県御嵩町**

1.岐阜県御嵩町における森林経営信託方式の紹介

岐阜県御嵩町は、2013年に環境モデル都市に選定され御嵩町環境モデル都市行動計画を策定した。取り組みの5つの柱には、「森林の再生」が重要課題と位置づけられた。森林の再生のために取り組んだのが、全国でも2例目となる「森林経営信託方式」を柱とした、持続可能なビジネスモデルとCO_2吸収源の拡大である。

森林経営信託方式とは、町有林の維持、管理、経営などを一任する森林経営信託契約を締結し、契約期間内に森林の整備を行い、同時に利益を生みだすものである。10年間信託することのメリットは、単年度ではなく10年間の期間の中で計画的な森林整備が行えることや材価の変動を見ながら木材の販売を行えることで利益を生みだしやすくすること、自治体職員が森林整備にかかわらなくて済むため、職員は自治体他業務へ専念できることなどがあげられる。しかし、森林経営信託方式へ踏み切るまでには、議会の中で、リスクとして10年間の間に利益をだしていけるのか等の点が協議された。

信託制度に取り組んだ結果は、利益が生まれており、効率的な森林整備が行われている。森林組合が、200ha規模の信託をうけたことで、丸太の仕分け作業のポイントがまとめられ、機械の搬送も効率化し、作業道の整備も進んでいる。また、近くのパルプ工場や合板工場から、いつでも材を受け入れたいという要望もあり、山から搬出されるA、B、C材それぞれの売り先が見込める状態となっている。

町有林は800haあるので、10年間を3回信託を受けられれば30年後に一巡する予定である。現在整備している作業道は、将来的にも利用できるものなので、その分、現在の利益率が低くても将来の投資と考えられている。

これからの森林整備へ向けては、林業者の人材育成や苗木育成、環境学習などが求められている。

2.森林経営信託方式と木造化・木質化

岐阜県御嵩町は、町産材や県産材を利用した庁舎木造化・木質化の建設計画を行っている。町有林を利用する際には、森林経営信託が行われていることが有利である。

各地で地域材や所有林等で木造化・木質化の計画を進める際、森や立木の調査を始めると、作業道が整備されていないため、必要な木材量を調達できないという課題も少なくない。また、地域材の状況や品質等の情報が整備されていないということもある。

御嵩町では、森林経営信託が行われていることで、作業道の整備が進んでいる。おかげで、これから庁舎建設時に必要な材を必要な時に必要量を効率的に搬出しやすいという利点がある。また、森林の内容を把握していることで、地域材情報をまとめやすいのも木造化・木質化にとっては良い条件である。これから、設計者が選定され庁舎設計が進む中で、効率的な木材情報の共有が進み、よりよい木造化・木質化が取り組まれることが期待される。

地球環境問題にチャレンジ!

◆地球環境問題への取り組みは継続しつつ、内閣府より
環境モデル都市の追加募集を受け再度チャレンジ!
（2012年）

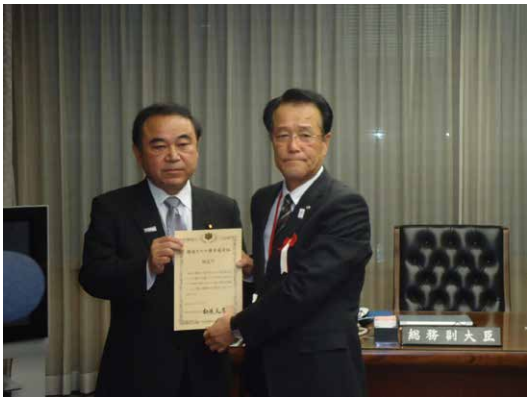

環境モデル都市選定証を坂本総務副大臣（当時）より受ける渡邊町長

◆地域資源（森林、公共交通、再生可能エネルギー等）を活かした低炭素コミュニティ「みたけ」の実現を掲げ提案

◆森林マネジメント、交通対策を中心に実現可能性の高い提案と評価される。

◆2013.3.15　内閣府より選定される。

◆御嵩町環境モデル都市行動計画を策定
（2014年）

環境モデル都市としての取り組み!

御嵩町が目指す“環境モデル都市像”
地域資源を活かした低炭素コミュニティ「みたけ」

御嵩町が目指す“環境モデル都市像”の実現イメージ

◆御嵩町の環境モデル都市の
取り組みの柱は**5つ**

① 森林の再生

② 公共交通の再生と次世代自動車への転換

③ 家庭・事業所での削減活動

④ 分散型エネルギーへのシフト

⑤ 人づくり・場づくりの推進

環境モデル都市としての取り組み！

①森林の再生

◆「森林の再生」を最重要課題と位置づけ

◆全国2例目となる森林経営信託方式を柱とした持続可能なビジネスモデルとCO_2吸収源の拡大

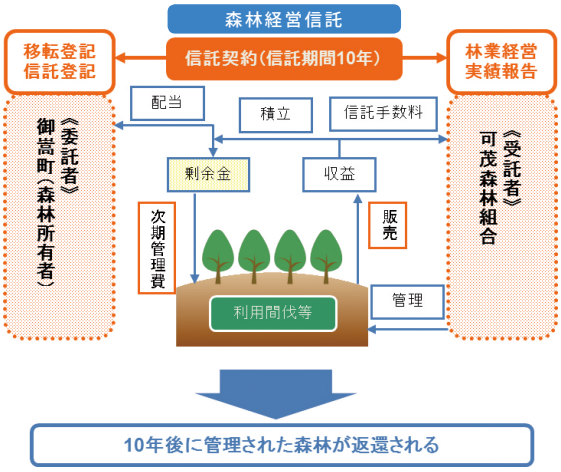

環境モデル都市としての取り組み！

森林の再生

(a) 森林経営信託方式による持続可能な森林経営モデルの推進
　⇒計画的な間伐を実施するとともに、木材の活用を行う

(b) 企業や森林ボランティアによる森づくり

(c) 自生木等苗木育成と緑化推進

(d) 体験型環境教育の拠点づくり

(e) カーボン・オフセット認証取得と森林づくりへの活用

(f) 森林資源の循環利用

間伐実施

苗木育成

環境学習

御嵩町の森林再生の取り組み

■森林経営信託制度導入の経緯

●手入れの不十分な人工林により、森林の公益的機能の低下が懸念される。

●町有林資源が充実し、木材利用できるまでに育ってきた。

●国、県施策の転換があった。
　(CO_2吸収源・木材需給率50%・持続可能な森林経営の確立)

御嵩町の森林再生の取り組み

■森林経営信託とは何？

「信託」とは、財産の所有者（御嵩町）が、その財産権の名義や管理権を他人（可茂森林組合）に引き渡し、一定の目的に従って、自己または第三者のために、管理又は処分してもらう仕組みである。

① 地番	②地目	③ 地積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
2876番22	保安林	37456	2876番1から分筆 国土調査による成果 〔平成20年6月6日〕

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	余白	所有者 可児郡御嵩町 平成20年6月6日登記 順位2番の登記を転写 平成20年6月6日登記
2	所有権移転	平成24年3月22日 第4472号	原因 平成23年12月16日信託 受託者 加茂郡七宗町神渕9756番地1 可茂森林組合
	信託	余白	信託目録第6号

御嵩町の森林再生の取り組み

■森林経営信託とは何？

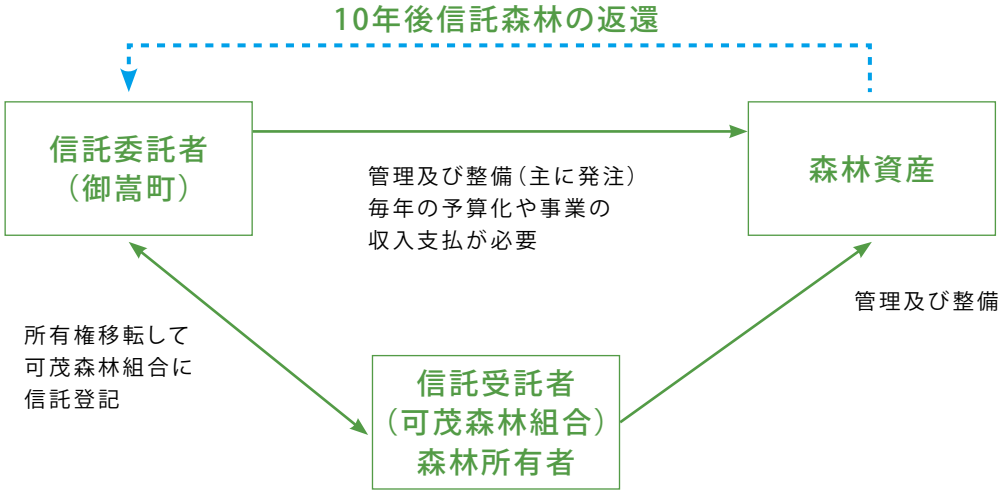

平成23年12月26日　御嵩町有林約800haのうち236haを10年間の信託契約締結

森林経営信託制度について

■森林経営信託契約を締結してからの取り組み状況

信託会計

収入		費用
●補助金 ●木材売上代	―	●森林作業道開設費　●調査費 ●間伐事業費　●資材費 ●販売・補助金手数料etc

↓

収支合計×3％＝信託手数料

↓

収支合計－信託手数料＝利益積立金（毎年度）

御嵩町の森林再生の取り組み

■森林経営信託契約を締結してからの取り組み状況

●間伐補助金　68％ → 32％を間伐材の売上でカバー

●作業道補助金　80％ → 20％を作業道支障木と間伐材の売上でカバー

木材価格の動向に左右される!!

間伐作業状況

森林作業道開設状況

森林経営信託制度について

■森林経営信託契約を締結してからの取り組み状況

平成28年度収支状況

収入		費用	
間伐補助金	6,666,868	間伐事業費	14,875,766
木材売上（1,270㎥）	16,500,242	調査費・資材費等	850,003
作業道補助金	10,531,500	作業道開設費	14,083,200
受取利息等	61	手数料等	3,732,821
合計	33,698,671	合計	33,541,790
収支		156,881	
信託手数料		4,706	
積立金（利益金）		152,175	

平成24 ～ 28年収支状況

収入		費用	
間伐補助金	39,460,734	間伐事業費	82,497,395
木材売上（7,000㎥）	85,016,473	調査費・資材費等	4,393,272
作業道補助金	41,293,900	作業道開設費	62,193,537
受取利息等	8,501	手数料等	11,429,596
合計	165,779,608	合計	160,513,800
収支		5,265,808	
信託手数料		157,972	
積立金（利益金）		5,107,836	

御嵩町の森林再生の取り組み受託者として森林経営信託制度のまとめ

■森林経営信託のメリット

●契約工期や時期に縛られない安定的な事業量の確保
（森林作業道や間伐等の事業がいつでも実施可能）
「今では、森林作業道が先行しており、2年後の間伐予定地に、すでに開設済」

●補助事業の活用がスムーズ
（面積や搬出材積量の増減に対して変更契約の必要なし）

●信託森林に隣接する私有林の整備が可能
（信託森林を核に私有林の森林経営計画の取り込みが可能に）

■森林経営信託のデメリット

●費用が発生した場合、信託委託者（御嵩町）の負担

●町民財産である森林整備内容の説明責任

Memo